

意見書案第 20 号

出入国管理及び難民認定改正法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子  
林 まり  
柏 木 敬友子  
小 島 義 雄

## 出入国管理及び難民認定改正法の廃止を求める意見書

第 211 回国会で成立した出入国管理及び難民認定改正法は、国際法上の難民を難民と認めず、外国人を恣意的に拘束する国際法違反であり、国連などから人権侵害と厳しく批判されている現行入管法の弊害を全く改めず、外国人の命を危険にさらす重大な内容が盛り込まれている。

難民認定の申請中は送還が停止される従来の規定に例外を設け、3 回目以降は申請中の送還を可能にするとしているが、このこと自体が迫害の恐れがある国への追放・送還を禁じた難民条約第 33 条第 1 項のノン・ルフールマン原則に反している。

政府は、入管庁作成の難民該当性判断の手引を踏まえ、難民認定を適正に判断するとしているが、入管庁の難民審査は、申請者に詳細な主張立証を求め、民主化運動のリーダー格でなければ迫害されるおそれを認めないなど極めて限定的である。衆議院の参考人質疑では出身国情報の把握の弱さが指摘されていたが、難民等の要保護性を判断する難民審査と、不正調査や収容・送還を主な業務とする入国審査を同じ組織で行うことは構造的な矛盾であり、強制送還ありきでは国際人権法違反となる。

また入管庁は、日本からの退去が確定したにもかかわらず母国への送還を拒む送還忌避者が申請を繰り返していることを問題視していたが、参議院の審議で審査に重大な不備があることが浮き彫りにされた。入管庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する難民審査参与員は現在、学者や弁護士など 111 人いるが、一人が全体の処理件数の約 4 分の 1、年 1,000 件を超える審査をする年がある一方で、わずか数件しか審査しない参与員がいるなどの異様な偏りがあるというように適正な審査をできているのかという疑義が浮上した。

さらに政府は「難民はほとんどいない」との参与員の発言(2021 年衆議院法務委員会)を大きな立法事実としてきた。しかし当該参与員が口にした 1 年半で 500 件もの難民認定対面審査は不可能と法務大臣も否定したことは、法律の立法事実すら崩れ去ったことを表しているにもかかわらず改正法には、極めてずさんな難民認定の抜本的な改善策が全く盛り込まれていない。

その上退去強制対象者の収容期間に上限がないため、自ら出国の意思を示さない限り収容が継続される。2007 年以降少なくとも 18 名が収容中に死亡しているにもかかわらず、収容に代わる監理措置制度は、支援者に外国人を監視させる非人道的な制度で、監理人になる支援者がいなければ収容される。原則収容主義は全く変わらない。

このように入出国管理及び難民認定改正法は多くの問題を抱えており、国際人権基準にかなうよう、国際法上の難民を難民と認めず、原則収容主義で外国人を非人間的に扱う難民入管行政は抜本的に改める必要がある。

よって、国及び政府においては、出入国管理及び難民認定改正法を廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 7 月 6 日

大津市議会議長 竹 内 基 二

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて